

在沖米軍の提供施設外における訓練に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年四月九日

糸数慶子

参議院議長 江田五月 殿



## 在沖米軍の提供施設外における訓練に関する質問主意書

沖繩の地元紙等の報道によると、本年三月から四月初めにかけて沖繩県名護市において在沖繩の米軍（以下「在沖米軍」という。）が米軍に提供された施設外での訓練を実施し、四月三日の訓練は名護市辺野古の国立沖繩工業高等専門学校の上空でのヘリコプターによるホバーリングが確認されたとしている。在沖米軍の提供施設外での訓練は、騒音等、地域住民に多大の不安を与えるばかりでなく、日米地位協定等にも抵触するおそれがあり、看過できない問題である。

よって、以下質問する。

一 本年三月二〇日、名護市のキャンプ・シュワブ沿岸部に近い安部オール島で米軍ヘリコプターが離着陸訓練を実施したとされるが、安部オール島は提供施設か否か明らかにされたい。

二 安部オール島が提供施設外であるとするなら、政府として在沖米軍に対し、訓練の中止を求める等、どのような措置を採ったのか明らかにされたい。

三 安倍オール島での訓練の実態、日時、機種、機数、離着陸回数、訓練部隊名、訓練要員等、詳細を明らかにされたい。

四 本年四月三日、名護市辺野古の国立沖縄工業高等専門学校上空でヘリコプターによるホバーリングが確認されたとしているが、同専門学校の上空は提供施設か否か明らかにされたい。

五 同専門学校上空が提供施設外であるとするなら、政府として在沖米軍に対し、訓練の中止を求める等、どのような措置を採ったのか明らかにされたい。

六 同専門学校上空での訓練の実態、日時、機種、機数、離着陸回数、訓練部隊名、訓練要員等、詳細を明らかにされたい。

七 在沖米軍の提供施設外における訓練について、政府としてどのように考えるか認識を示されたい。  
右質問する。